総数(I)			
備考	１単元の株式数		

（注１）　最近日現在の議決権（株式会社にあつては議決権、その他の法人又は団体にあつては当該法人又は団体の意思決定機関において議案に対する意思表示を行う権利。以下この別表において同じ。）の状況について記載すること。

（注２）　(A)の欄は、申請者が株式会社である場合に記載すること。

（注３）　(B)の欄には、会社法第108条第１項第３号の規定により、株主総会の全部の事項について議決権を行使することができない株式（同法第189条第１項に定める、単元株式数に満たない数の株式（以下この別表において「単元未満株式」という。）を除く。以下この別表において「無議決権株式」という。）の総数を記載し、当該株式は議決権の数に含めない。

（注４）　(C)の欄には、会社法第108条第１項第３号の規定により、株主総会の一部の事項について議決権を行使することができない株式（単元未満株式を除く。以下この別表において「議決権制限株式」という。）の総数を記載し、当該株式は議決権の数に含める。

（注５）　(D)の欄には、無議決権株式又は議決権制限株式以外の株式（単元未満株式を除く。以下この別表において「完全議決権株式」という。）のうち、会社法第308条第２項の規定により議決権を有しない株式（以下この別表において「自己保有株式」という。）の総数を記載すること。

（注６）　(E)の欄には、完全議決権株式のうち、会社法第308条第１項及び会社法施行規則第67条第１項に定める、株式会社が株主の経営を実質的に支配することが可能な関係にある場合における当該株主が保有する株式（以下この別表において「相互保有株式」という。）について、総数を記載すること。

（注７）　(F)の欄は、放送法第125条第１項又は同条第２項において準用する同法第116条第２項の規定により株主名簿への記載又は記録を拒否した株式（以下この別表において「特定外国株式」という。）の数を記載すること。

（注８）　(G)の欄には、自己保有株式、相互保有株式又は特定外国株式に該当する株式以外の完全議決権株式について、株式数及び議決権の数を記載すること。

（注９）　(H)の欄には、単元未満株式の総数を記載すること。

（注10）　(I)の欄は、発行済株式及び議決権の総数を記載すること。

（注11）　(I)を証する書類（例：株式分布状況表、株主名簿、有価証券報告書等の議決権の数の状況が分かる資料）を添付すること。

（注12）　法第４条の免許を受けて設立される株式会社にあつては、設立時発行株式の状況を記載すること（ウにおいて同じ。）。

イ　主たる出資者及び議決権の数

氏名又は名称	住　所	職　業	議決権の総数に対する議決権の比率(%)	備　考

（注４）　法人にあつては、名称に代表者の氏名を付記すること。

（注５）　住所の欄は、都道府県市区町村を記載すること。この場合において、法人にあつては、本店又は主たる事務所の所在地を記載すること。

（注６）　職業の欄は、法人にあつては「何事業」、個人にあつては「何㈱㈹専務（常）」、「雑貨商店主」のように記載すること。この場合において、法人の代表権を有する役員については役名の前に「㈹」の文字を、常勤の役員については役名の後に「(常)」の文字を付記すること。

（注７）　備考の欄は、次の事項を記載すること。

ア　出資が株式の引受け以外の形態をとるときは、出資金、寄附金等の出資の種類

イ　発起人又は発起人代表であるときはその旨

ウ　日本の国籍を有しない人又は外国の法人若しくは団体であるときはその旨

エ　出資予定のものについてはその旨